

ポストペイ運賃事後割引サービス特約（大津線）【新旧対照表】
【2025 年 10 月 1 日より適用】

改定	現行																				
⑤ ポストペイ運賃事後割引サービス特約（大津線） 2017. 1. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2019.10. 1 改定 2020. 3.16 改定 <u>2025.10. 1 改定</u> (目的) 第 1 条 この特約は、IC カード取扱規則第 3 条第 5 項の定めに基づき、IC カードのポストペイ機能を使用して当社を乗車された場合の運賃事後割引サービスについて必要な事項を定める。 (用語の意義) 第 2 条 この特約における主な用語の意義および内容は次表のとおりとする。 <table><tr><th>用 語</th><th>意義および内容</th></tr><tr><td>1 乗車記録</td><td>自動改札機等により正常に入出場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができた IC カードのポストペイ機能での乗車実績をいう。ただし、京都市交通局線から御陵駅を經由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなす。</td></tr><tr><td>2 利用月</td><td>月初日から月末日（1 日は午前 3 時から翌朝午前 3 時までの間とする。）の 1 カ月間をいう。</td></tr><tr><td>3 ポストペイ普通運賃</td><td>IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車した都度発生する未払いの普通旅客運賃（当社が別に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額）をいう。その種類は、大人、小児とする。</td></tr><tr><td>4 ポストペイ割引後運賃</td><td>利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第 6 条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。</td></tr></table>	用 語	意義および内容	1 乗車記録	自動改札機等により正常に入出場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができた IC カードのポストペイ機能での乗車実績をいう。ただし、京都市交通局線から御陵駅を經由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなす。	2 利用月	月初日から月末日（1 日は午前 3 時から翌朝午前 3 時までの間とする。）の 1 カ月間をいう。	3 ポストペイ普通運賃	IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車した都度発生する未払いの普通旅客運賃（当社が別に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額）をいう。その種類は、大人、小児とする。	4 ポストペイ割引後運賃	利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第 6 条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。	⑤ ポストペイ運賃事後割引サービス特約（大津線） 2017. 1. 1 制定 2017. 4. 1 改定 2019.10. 1 改定 2020. 3.16 改定 (目的) 第 1 条 この特約は、IC カード取扱規則第 3 条第 5 項の定めに基づき、IC カードのポストペイ機能を使用して当社を乗車された場合の運賃事後割引サービスについて必要な事項を定める。 (用語の意義) 第 2 条 この特約における主な用語の意義および内容は次表のとおりとする。 <table><tr><th>用 語</th><th>意義および内容</th></tr><tr><td>1 乗車記録</td><td>自動改札機等により正常に入出場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができた IC カードのポストペイ機能での乗車実績をいう。ただし、京都市交通局線から御陵駅を經由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなす。</td></tr><tr><td>2 利用月</td><td>月初日から月末日（1 日は午前 3 時から翌朝午前 3 時までの間とする。）の 1 カ月間をいう。</td></tr><tr><td>3 ポストペイ普通運賃</td><td>IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車した都度発生する未払いの普通旅客運賃（当社が別に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額）をいう。その種類は、大人、小児とする。</td></tr><tr><td>4 ポストペイ割引後運賃</td><td>利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第 6 条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。</td></tr></table>	用 語	意義および内容	1 乗車記録	自動改札機等により正常に入出場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができた IC カードのポストペイ機能での乗車実績をいう。ただし、京都市交通局線から御陵駅を經由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなす。	2 利用月	月初日から月末日（1 日は午前 3 時から翌朝午前 3 時までの間とする。）の 1 カ月間をいう。	3 ポストペイ普通運賃	IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車した都度発生する未払いの普通旅客運賃（当社が別に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額）をいう。その種類は、大人、小児とする。	4 ポストペイ割引後運賃	利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第 6 条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。
用 語	意義および内容																				
1 乗車記録	自動改札機等により正常に入出場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができた IC カードのポストペイ機能での乗車実績をいう。ただし、京都市交通局線から御陵駅を經由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなす。																				
2 利用月	月初日から月末日（1 日は午前 3 時から翌朝午前 3 時までの間とする。）の 1 カ月間をいう。																				
3 ポストペイ普通運賃	IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車した都度発生する未払いの普通旅客運賃（当社が別に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額）をいう。その種類は、大人、小児とする。																				
4 ポストペイ割引後運賃	利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第 6 条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。																				
用 語	意義および内容																				
1 乗車記録	自動改札機等により正常に入出場情報が記録され、かつ、当社が正確に把握することができた IC カードのポストペイ機能での乗車実績をいう。ただし、京都市交通局線から御陵駅を經由して当社線を利用する場合は、入場駅において自動改札機等による改札を受け、御陵駅を越えて当社線に乗り継いできたときに入場したものとみなす。																				
2 利用月	月初日から月末日（1 日は午前 3 時から翌朝午前 3 時までの間とする。）の 1 カ月間をいう。																				
3 ポストペイ普通運賃	IC カードのポストペイ機能で当社線を乗車した都度発生する未払いの普通旅客運賃（当社が別に定める乗継割引が適用された場合は、乗継割引適用後の金額）をいう。その種類は、大人、小児とする。																				
4 ポストペイ割引後運賃	利用月の月末日が終了した時点で、ポストペイ普通運賃を一旦すべて合計し、第 6 条に定める計算手順により、その総額を割引いて確定させた後の未払運賃額をいう。																				

* 下線部が改定箇所。

ポストペイ運賃事後割引サービス特約（大津線）【新旧対照表】
【2025 年 10 月 1 日より適用】

改定

現行

改定

現行

用 語

意義および内容

利用金額の総額に応じて、自動的にポストペイ普通運賃の額を割引いた運賃（利用額割引運賃）を適用することをいう。
なお、京都市交通局との乗継割引運賃適用区間を利用した場合は、乗継割引適用後の金額を基準に集計する。
【適用区分及び運賃計算方法】
(1) 大人

適用区分	<u>運賃計算方法</u>
<u>0 円から</u> <u>2,400 円以内</u>	<u>利用額と同額</u>
<u>2,400 円を超え</u> <u>2,640 円以内</u>	<u>2,400 円</u>
<u>2,640 円を超え</u>	<u>2,400 円 + (利用額 - 2,640 円) × 90.91%</u>

(2) 小児

適用区分	<u>運賃計算方法</u>
<u>0 円から</u> <u>1,200 円以内</u>	<u>利用額と同額</u>
<u>1,200 円を超え</u> <u>1,320 円以内</u>	<u>1,200 円</u>
<u>1,320 円を超え</u>	<u>1,200 円 + (利用額 - 1,320 円) × 90.91%</u>

5 利用額割引

用 語

意義および内容

利用金額の総額に応じて、自動的にポストペイ普通運賃の額を割引いた運賃（利用額割引運賃）を適用することをいう。
なお、京都市交通局との乗継割引運賃適用区間を利用した場合は、乗継割引適用後の金額を基準に集計する。
【適用区分及び通減率】
(1) 大人

適用区分	<u>通減率</u>
<u>0 円以上 2,040 円/月以下の利用分</u>	<u>100%</u>
<u>2,041 円以上 2,240 円/月以下の利用分</u>	<u>0%</u>
<u>2,241 円/月以上の利用分</u>	<u>90.91%</u>

(2) 小児

適用区分	<u>通減率</u>
<u>0 円以上 1,020 円/月以下の利用分</u>	<u>100%</u>
<u>1,021 円以上 1,120 円/月以下の利用分</u>	<u>0%</u>
<u>1,121 円/月以上の利用分</u>	<u>90.91%</u>

5 利用額割引

2 その他の用語については、IC カード取扱規則および旅客営業規則等の定めによる。

(運賃の支払義務)

第 3 条

〽 (現行どおり)

(ポストペイ普通運賃の割引)

第 5 条

(ポストペイ割引後運賃の計算手順)

第 6 条 ポストペイ運賃の割引計算手順は、次の各項に定めるとおりに行う。

2 ポストペイ割引後運賃は、利用額割引を自動的に適用して計算した額とする。

3 利用額割引の計算は、運賃計算期間に同一のポストペイ式 IC カードで大津線を利用した運賃の総額に対し、適用区分に応じた運賃計算方法により算出した金額（円未満は切り捨てる。）とする。

4 (削 除)

(運賃事後割引サービスの制限または停止)

第 7 条

〽 (現行どおり)

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

2 その他の用語については、IC カード取扱規則および旅客営業規則等の定めによる。

(運賃の支払義務)

第 3 条

〽 (省 略)

(ポストペイ普通運賃の割引)

第 5 条

(ポストペイ割引後運賃の計算手順)

第 6 条 ポストペイ運賃の割引計算手順は、次の各項に定めるとおりに行う。

2 ポストペイ割引後運賃は、利用額割引を自動的に適用して計算した額とする。

3 利用額割引の計算は、運賃計算期間に同一のポストペイ式 IC カードで大津線を利用した運賃の総額に対し、適用区分毎にそれぞれの通減率を乗じた金額（銭未満は切り捨てる。）の合計額（円未満は切り捨てる。）とする。

4 前項に定める利用額割引の計算において、別途定める特別の運送条件を付した通減率を適用することができる。

(運賃事後割引サービスの制限または停止)

第 7 条

〽 (省 略)

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

* 下線部が改定箇所。